

(財) 日本ILO協会編集・発行
『欧米の社会労働事情』
——欧米人の仕事と暮らし』

評者：佐伯 哲朗

(1)

書き出しから突き放したような書き方で大変恐縮であるが、本書は紹介のしにくい本である。にもかかわらず、評者がここで本書を紹介しようとするのは、本書が記述する情報の一部を貴重であると評価するからである。本書の中でどのような情報を評価するかについては後に述べる。

本書は、8人の執筆者による、英仏独伊の欧州4カ国とアメリカ合衆国、及びEUの「社会労働事情」を扱う概説書と表現してよいと思われる。内部の構成は、中項目に分けて叙述された構成になっており、目次だけで15ページに及ぶ。そのような書き方から、本書は『海外労働白書』など役所の発行する白書の類いを想起させる。

なぜ、本書を紹介しにくいのか。その理由の1つは、本書の刊行意図が書かれていないからである。一般に、共著や学術研究報告書の類いのものは、「はしがき」あるいは序文のようなものが本の最初にあって、本全体としての意図なり、刊行目的なり、共同研究の意図なりを説明するのが普通である。本書は、商業的な出版物ではないので、出版社による出版物と同じ基準でみることはできないのかもしれないが、本

書にはその類いのものは一切ない。協会のホームページを見ると、「既刊『ヨーロッパ主要国の社会労働事情』を全面リニューアルした」とのことである。「ヨーロッパ主要国」のほかに新たにアメリカ合衆国とEUを加えたということであろうか。

本書が何らかの共同作業の成果であるのか読者にはわからないので、出来上がったものをよく見てみよう。本書は、各編ごとに(扉、中扉を除くと)目次、地図、本文のページのみから成る。本書の構成は、次のようになっている。なお、本書は目次の表記と中扉の表記とが異なっているが、ここでは目次の表記、中扉の表記、執筆者名の順に記述しておく。

イギリス編 イギリスの社会労働事情

(執筆者：古川陽二、丸谷浩介)

フランス編 フランスの社会労働事情

(執筆者：島田陽一)

ドイツ編 ドイツの社会労働事情

(執筆者：野川忍)

イタリア編 イタリアの社会労働事情

(執筆者：大内伸哉、中益陽子)

EU(欧州連合)編 欧州連合(EU)のあらまし(執筆者：濱口桂一郎)

アメリカ編 アメリカの社会労働事情

(執筆者：小嶋典明)

本書の刊行意図は不明であるとしても、執筆者の専門分野から本書の特徴を考へてみることはできる。執筆者の専門という点からみると、全員が労働法(あるいは社会保障法)の専門家であると思われる。そう考へてみると、本書は労働法及び関連分野の専門家による法制度を中心とする「社会労働事情」の紹介、というところであろうか。

各編のページ数をみておくと、イギリス編57

頁，フランス編49頁，ドイツ編45頁，イタリア編52頁，EU編20頁，アメリカ編35頁となっている。各編は，EU編を除くと，Ⅰ，Ⅱ，Ⅲという構成をとり，Ⅰでは社会の概要やそれに類する事柄を，Ⅱでは労働事情の概要，Ⅲでは社会保障制度の概要，をそれぞれ扱うという構成になっている。アメリカ編については，「Ⅰ日米の概要」があって若干構成が異なるものの，近い形にはなっている。

(2)

次に各編について内容をみてみよう。普通の書評であれば各編の内容を紹介するところであるが，制度の概説が中心となる本書の叙述の仕方からして，内容の詳細な紹介は困難である（この点が本書が紹介しにくい理由の第二である）。なお，制度よりも実態に関心を持つ評者のバイアスがかかることは予めご了解いただきたい。

イギリス編では，「Ⅱ 労働事情の概要」の構成は，「2-1 歴史」，「2-2 労働市場と失業対策」，「2-3 賃金」，「2-4 労働時間・休日・休暇等」，「2-5 雇用均等」，「2-6 解雇」，「2-7 個別労使紛争処理」，「2-8 労使関係」となっている。イギリス編は，制度，政策についての記述，それに「白書」に基づいた政策方針の叙述（15頁）が多い。制度叙述への傾倒ぶりは，労働，社会保障のみではなく，教育についても顕著である。教育も制度を記述するのみである（9頁）。「Ⅲ 社会保障事情」には，19頁をとっている。ここでも制度の説明に使う字数は多い。

その一方で，データを挙げて実態の説明をしている箇所注目すると，「実態の変化」の項目（14頁）で近年の事情についての説明がある。労使関係の個人主義化，団体交渉の企業内化が進み，その一方で非組合主義，無組合主義が進展しているようである（14-15頁）。さらに，実

態についての叙述を探すと，「2-2 労働市場と失業対策」のうち，「(1)労働市場の特徴」（16-17頁）「(2)失業者」（17-18頁），「(3)実収賃金の動向」（22頁），「(5)労働時間の動向」（24頁），の項目がそれに当たる。労働市場の特徴としては，①就業者に占める自営業者の割合が高い，②パートタイマーの比率が非常に高い，③女性の職場進出が顕著で圧倒的多数がパートタイマーである，の3点が挙げられている（16-17頁）。

「2-8 労使関係」の中の「(2)労使関係の現状」をみると，今日のイギリスでは団体交渉が全国レベルから企業・事業所レベルに下降する傾向を見せ，それと同時に，団体交渉それ自体も大幅に減少している（34-35頁）。

フランス編では，「Ⅱ 労働事情の概要」の構成は，「2-1 歴史」，「2-2 労働力と人口」，「2-3 賃金・労働時間」，「2-4 労働安全衛生」，「2-5 雇用平等」，「2-6 職業紹介」，「2-7 外国人労働」，「2-8 労使関係」となっている。フランス編は，制度についてのすぐれた叙述である。とりわけ日本の制度との違いが書いてあり，読者の理解を助けている。また，独特の労働組合運動や団体交渉システムも説明される。

制度についての叙述以外に，データを挙げて実態の説明をしている箇所は，「2-2 労働力と人口」（75頁）のみである。この中でわずかではあるが，若年労働者の深刻な雇用状況について言及されている。現状についての叙述として注目すべきこととしては，76ページに職業社会階層別の男女年間賃金についての表が掲げられている。この表については，本文では全く言及されないが，表をよく見てみると，どの階層でも男女の賃金格差は存在することが読み取れる。

ドイツ編では，「Ⅱ 労働事情の概要」の構成は，「2-1 概要（歴史）」，「2-2 労働力人口

と失業」, 「2-3 雇用・失業対策」, 「2-3 賃金・物価」(* 「2-4」が正しいと思われるが原文のママ, 以下同様), 「2-4 労働時間」, 「2-5 労働契約と人事」, 「2-6 安全衛生」, 「2-7 労使関係」, 「2-9 男女均等, 母性保護」, 「2-10 外国人労働者問題」, 「2-11 労働裁判所制度」となっている。このように, IIでは「2-3」が重複し「2-4」と「2-8」はない。

制度の説明以外の事柄をみると, 「2-1 概要(歴史)」の「(2)労働市場の発展と動向」では, 戦後の労働市場や雇用情勢について説明する(127頁)。雇用政策についての叙述は比較的詳しく, コール政権, シュレーダー政権の雇用政策を説明する(128-133頁)。この叙述は興味深い, 政策の効果についての言及はない。その他に, 注目すべき事柄としては, 「2-2 労働力人口と失業」の中で, 男性高齢者のパートタイム労働の増加(134頁), 組織率の減少傾向(145頁)について触れている。また, 近年の協約交渉についての記述(146-147頁)も, 興味深い。本書の扱う事項としては, 周辺の事柄であろうが, 「1-7 教育制度」の中で近年の大学教育の事情を説明しているのは, 執筆者の関心事項を示しているように思われる(124頁)。

イタリア編では, 「II 労働事情の概要」の構成は, 「2-1 歴史」, 「2-2 労働力人口と失業」, 「2-3 労働市場, 失業対策」, 「2-4 採用および配置」, 「2-5 賃金」, 「2-6 労働時間」, 「2-7 男女平等・母性保護」, 「2-8 解雇」, 「2-9 特別な種類の労働関係」, 「2-10 個別紛争処理」, 「2-11 労使関係」となっている。また, 「III 社会保障事情」では, 「3-1 社会保障事情の概要」があるだけで「3-2」はない。このように, イタリア編でも制度叙述が多く, II, IIIで制度以外のことを扱っているのは, 「労働力人口と失業」(170-171頁)のみである。これはフランス編と同じである。この中の記述によれば, イ

タリアの雇用状況の特徴として, ①女性の失業率が男性の失業率よりも大幅に高い, ②未就業者が多い, ③南部の失業率が高い, ④失業者の中で長期失業者の割合が高い, の4点を挙げている(170-171頁)。

このように, 欧州4カ国の各編では, 制度の紹介に重点を置いており, それが本書の大きな特徴である。ただし, 実態に関する叙述は多くはない。

EU編では, 「I EUの歴史と体制」, 「II EU労働社会政策の発展」, 「III EUの主な労働社会政策」と3つの部分から構成されており, 「III EUの主な労働社会政策」では, 「3-1 労使関係戦略」, 「3-2 欧州雇用戦略」, 「3-3 社会保護戦略」となっている。欧州雇用戦略には, ①就業能力, ②起業家精神, ③適応能力, ④男女機会均等, という4本柱に, 後にフル操業, 仕事の質が加えられた(229-234頁)。

アメリカ編では, 「III 労働事情の概要」の構成は, 「3-1 法制度の歴史」, 「3-2 労働力人口等」, 「3-3 賃金・労働時間」, 「3-4 安全衛生」, 「3-5 労使関係」, 「3-6 雇用機会の均等」, 「3-7 外部労働市場」となっている。このうち, 「賃金・労働時間」, 「安全衛生」, 「労使関係」, 「雇用機会の均等」, 「外部労働市場」の5項目では, 制度を紹介するのではなく, あくまでも実態を解明しようとする。

アメリカ編は, 前述したように35ページと分量が少なく, 本文の記述はそれほど多くないが, 制度や政策についてそれほど記述せず, データを挙げて実態を明らかにしようとしている。また, 労働・社会立法を年表にまとめるなどの工夫も見られる。それは, 労働力統計を提示することに見られる(255頁)。労働力統計は, 欧州各国編では提示されることはなかった。また, 今日の労働事情を問題にする時に, 見逃すことのできない問題を扱っている。その他の事柄の

中としては、富の偏在との関連で、高額所得者世帯が得た所得割合（257頁）、学歴による所得格差（257-258頁）を扱い、労働組合組織率の推移（261頁）を扱う。小畠氏の問題意識は、欧州各編執筆者諸氏の制度中心の見方とはかなり異なって、実態を把握しようとする。このように、アメリカ編は、アメリカ合衆国の労働事情について有益な情報を提供してくれる。

（3）

本書が取り扱う対象は、本書の表題では「社会労働事情」とのことであるが、欧州4カ国を扱った各編では、制度と政策の叙述がほとんどを占める。「欧米人の仕事と暮らし」という副題も含めて書名から評者が想像した内容とは、かなり違っていることは否定できない。労働法研究者の手による本書が制度中心の叙述をするのはある意味で当然ではあるが、制度と実態との関係についての関連を問題とするような叙述の仕方へともう一步を踏み出すことはできないのであろうか、という素朴な感想を抱いてしまう。

一例を挙げると、本書の中に、差別禁止規定についての記述がある（イタリア編では176頁）。ただし、差別禁止規定があっても実際には差別があると言われている。例えば、イタリアについての叙述をみると、イタリアの1977年の男女平等待遇法は、当初予想されたほどには男女平等の進展に成果をみせなかったという（182頁）。

それでは、1991年のポジティブ・アクションの法律施行後に、男女平等は進展したのか、そのようなことこそが読者の知りたいところである。法制度を説明する場合に、その機能を見る必要もあるのではないか。このような点は法制度について研究するなり日本に紹介する上では重要なことであると思われる。

さらに、本としての製作技術上の問題点を指摘せざるを得ない。参考文献などの情報については、各編の執筆者の方式をみると、文献などが書かれてある場合と書かれていない場合とがあり、文献が挙がっている場合でもその方式は統一されていない。また、ドイツ編のように目次の番号の付け方に明らかな間違いがある。こうしてみると、発行する側の編集実務の問題もあるように思われる。

本書を労働法の専門家が書評すれば、全く違った書き方をするであろうが、制度よりも実態に関心を持つ評者が書くと、このような記述にしかならなかった。執筆者、関係者ならびに読者には御寛恕を請う。

（島田陽一・小畠典明・古川陽二・野川忍・大内伸哉・濱口桂一郎・丸谷浩介・中益陽子著『欧米の社会労働事情—欧米人の仕事と暮らし—』編集・発行（財）日本ILO協会、2005年1月刊、290頁、定価2600円＋税）

（さへき・てつろう 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）